

令和7年矢巾町議会定例会10月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (10月8日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第69号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5
○議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について	7
○発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出について	13
○散 会	17
○署 名	19

議案目次

令和7年矢巾町議会定例会10月会議

1. 議案第69号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
2. 議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
3. 発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出について

令和7年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

令和7年10月8日（水）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第69号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 5 発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
8番	小 川 文 子	議員	9番	木 村 豊	議員
10番	小笠原 佳 子	議員	11番	山 本 好 章	議員
12番	高 橋 安 子	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（2名）

7番	齊 藤 勝 浩	議員	13番	水 本 淳 一	議員
----	---------	----	-----	---------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
総務課長	田村英典君	企画財政課長	田中館和昭君
こども家庭 課長	村上純弥君	産業観光課長	村井秀吉君
教育長	岡田秀二君	学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋雅明君
文化スポーツ 課長	高橋保君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長	千葉欣江君
主任主事	渋田稀結君	補佐	

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7番、齊藤勝浩議員、13番、水本淳一議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより10月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

9番 木 村 豊 議員

10番 小笠原 佳 子 議員

11番 山 本 好 章 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の10月会議の会議期間は、9月30日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、10月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第69号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第3、議案第69号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第69号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、家庭的保育事業所等における利用乳幼児の健康診断について、その全部または一部を省略できる健康診断が定められておりますが、その省略対象となる健康診断に母子保健法第12条または第13条に規定されております健康診査を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　今回のこの条例改正によっての事務負担の増減、それとあとは保護者側などのメリット、デメリットがあれば教えていただきたいです。

○議長（廣田清実議員）　村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

小規模保育所等に係る今回の改正になりますけれども、まずもって事務の改善というところは、健康診断、それぞれの小規模保育所で実施している健康診断につきましては、まず入園前、入所開始前の健康診断、あとは定期に前期、後期で年2回の健康診断をすることが義務づけられておりますけれども、その健康診断について、要はいわゆる町で行っている3歳児健診とか1歳半健診とか、そういういた健診の内容を健康診断として見ることができるということになるのですけれども、そういう形で園での健康診断を行なわなくてもよくなるというようなメリットはあるのかなと思いますが、ただそれに対して保護者への同意等を求める

たり、町へ情報を提供するというような事務も増えるのかなというところで、まず園にとつてやりやすいほうを選択していただけるような形で進めていただければなと思っております。

あと保護者のメリットにつきましては、特にないのかなと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第69号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、15款県支出金の地域経営推進費補助金、17款寄附金のまち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額

補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、7款商工費のひまわりパーク維持管理事業、10款教育費の矢巾町公民館運営事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,521万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億2,669万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）　議案第70号　令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明しますので、11ページをお開きください。歳入でございます。15款県支出金、2項県補助金、補正額225万円、地域経営推進費補助金の増でございます。県の補助金になりますけれども、補助率は2分の1となっております。歳出7款のひまわりパーク維持事業に充当するものでございます。

17款寄附金、1項寄附金、補正額970万円、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税の増でございます。今回の増は、全4社分の寄附金を基に増額するものでございます。一部を10款の小学校、中学校の教育振興事業、矢巾町公民館運営事業に充当するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正額326万円、財政調整基金からの繰入れでございます。

15ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、補正額720万円、財政調整基金への積立てでございます。先ほどの歳入におきましての繰入れを含めまして、基金残高は8億739万4,000円となるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、補正額30万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、項の補正額はございません。

7款商工費、1項商工費、項の補正額450万円、ひまわりパーク維持管理事業として、バリアフリー化として舗装やスロープの整備をするものでございます。

次ページをお開きください。8款土木費、4項都市計画費、項の補正額12万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、項の補正額はございません。

2項小学校費、項の補正額90万1,000円。

次ページに移りまして、3項中学校費、項の補正額60万1,000円。

4 項社会教育費、項の補正額150万円。この10款の2項から4項までにつきましては、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、まず2項の児童用図書購入費、3項の生徒用図書購入費、4項の教育用図書購入費は、企業版ふるさと納税を活用して図書の購入を増加するものでございます。

5 項保健体育費、項の補正額7万9,000円。

以上で議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 事項別明細書の11ページの企業版ふるさと納税についてなのですが、今回970万ということで図書購入費に充てるということでございまして、前年、前々年の企業版ふるさと納税に比べて、ちょっと少ないような気がするのですけれども、令和5年と4年に大量に寄附してくれた方がいらっしゃいまして、それが6年、7年とされていないのですけれども、私聞くところによると、矢巾町出身の若い社長さんだということなのですけれども、そういうところというのはちゃんとお話しされて、今回は寄附を見送られたのかなとは思うのですけれども、そこら辺の話合いというか、ぜひまた矢巾町にというお願いというのはしているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回増額補正をしたきっかけは、まさに今議員がおっしゃった過去に2回ご寄附いただいた企業様からの部分を含めて増額補正をすることができましたので、当初300万円の予算でしたけれども、今回多額のご寄附をいただけたということで、今回ほかの3社の分も含めて差額として970万円の補正をするものでございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

今昆秀一議員、実は去年大口の寄附、あれだったのですが、今年またやっていただけるということで、今交渉、交渉というか、そのお話し。私たちも寄附をしていただく方々に、まずあれなのですが、今回やはり町に対して大口の寄附をさせていただくということで今話しを進めております。そういったことでいろんな、これから企業版ふるさと納税は、やはり寄附なされた方の熱き思いをしっかりと受け止めて、これから町政に反映していくかなければならないということで、そういうことで今進めておるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私からは、バリアフリーの改修工事についてお聞きしたいと思います。

これは、どのような工事の委託の仕方というか、してもらうやり方を想定しているのか。業者にそのまま大体の設計と思いを伝えてというやり方なのか、そこら辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、どのように発注するかということで、予定しているのは指名競争入札を予定しております。その中で工事の内容につきましては、仕様書に定めるという形で対応したいと思っておりますが、大きく概要を申し上げますと、まず障がい者用というようなイメージで駐車場を2台分確保したいというふうに考えております。

あとは併せて、その駐車場から見晴台のところまで今砂利敷きをさせていただいていますけれども、そこを舗装に併せてみたいというところで考えております。さらに言うと、今スロープをその都度仮設で設置しておりますけれども、このスロープの幅を若干1.2メートル幅程度まで広げて利用しやすいような形にということで考えておるところでございます。これらを先ほど申し上げましたとおり、仕様に定めた上での発注という考え方でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その仕様を定める段階で、実際に利用される方々の意見を聴取するというのが、やはりつくった後に改修、もっとこうあればよかったですなというかゆいところに

手が届いたほうが、よりいいと思うのですけれども、そういういた委託の仕方はできないものか、考えているか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、発注するタイミングで意見を聞くというところについては、そこは確かに大事なことかなと思っておりますので、その意見を仕様書にまとめるという形でよろしいのかと思っておりますので、そういう方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

他に質疑ございますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　16ページの都市計画総務費の備品購入費について伺います。12万1,000円、何を購入されるのか。それから、ここは東西自由通路等という部分がありますが、春先に説明した矢幅駅の東西通路の活性化が今されていないように見受けられますが、それに対する購入で何かやろうとしているのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（廣田清実議員）　田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

この備品購入費につきましては、矢幅駅など東西自由通路の西口の外側の部分でございませけれども、あそこに時計をつけておりましたが、今回ちょっと故障が分かりましたので、その時計を交換したくて、この備品購入費をお願いするものでございます。

○議長（廣田清実議員）　活用については。今、前に自由通路の活用状況と聞かれているのだけれども。

田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）　自由通路の活用というか、自由通路は、そのとおり通路でございますが、今東口の旧ハバターカーの部分につきましては、公募で意見募集をしているところでございまして、そこの活用策は大変申し訳ございませんが、今検討中というところでございます。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと違うけれども、いいですか。自由通路を自由に貸し出すという話があったのだけれども、それは今どういう状況になっているかという話だと思うのです。前に自由通路を今まで使っていなかったけれども、使えるようにしたという話があった

のだけれども、のを聞いているのですよね。

(「そうです」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 駅の自由通路みたいに販売とか、そういう目的に使えるように考えでおりますという春先の答弁があったのだけれども、今どうなっているのかと聞いている。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、まず駅の東西自由通路、これはまずあそこに出店を常時ということはちょっと難しいと思うので、常設の店舗は。だから、前お答えしたのは臨時のあそこのところで何か駅前とか駅東、駅西でとか、また内部で駅舎の中で何かイベントをやるとき、そういうときにあそこの自由通路をうまく利活用させていただきたいということで、常設のお店となると、これは無理なので、そのところ、あそこを最大限に利活用する方向で、前は例えば岩手ビッグブルズの、いわゆるイベントの表示とか、または選手のお名前をあれしたりしてやっておったのですが、いずれ今後あそこを有効に活用できる方向で、今年道路住宅課から企画財政課に管理が替わったわけなので、そのところの引継ぎをしっかり精査して、今赤丸秀雄議員からお話あったことの意向を踏まえながら、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第70号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数あります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県
教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、昆秀一議員。

（15番 昆秀一議員 登壇）

○15番（昆秀一議員） 発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

9月19日の本会議において、本矢巾町議会に付託されていた7請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願について、その早期建設を求める趣旨については理解するものの、そのために本町議会に対して求められた対応に関しては疑義が生じたことから、不採択としたところがありました。

しかしながら、南昌みらい高校新体育館の早期建設には異論がないところであったものの、岩手県議会において、本町議会が不採択としたという部分をもって断念する旨の答弁があったところであります。

このような経緯を踏まえ、今回の発議案は、本町議会としては南昌みらい高校新体育館の施設整備に向け、岩手県教育委員会と矢巾町において、これまでの経緯を整理し、協議を進めることで方向性を見いだしていくことを求める内容の意見書を提出するものであります。

なお、意見書の提出先については、岩手県におきましても、岩手県教育委員会、矢巾町双方の協議による合意形成にご尽力いただきたいことから、岩手県知事と町長宛てとしております。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員）　これより質疑と討論を行いますけれども、私もちよつと反省しておりますけれども、この議題についての質疑と討論をしっかりやっていただきたい。もしも、その議題に外れた場合は、私は今回は制止しますので、それを守ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　意見書の内容についてですけれども、1ページ目一番下から5行目、6行目辺りですけれども、共創プロジェクトとしての覚書は、なお有効であるということ、有効であるかどうかということをお聞きします。

さらにもう一つは……

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待って。違う資料を見ているのではないですか、意見書を求めるというのは。今配信されているタブレットのものを見てもらえますか、ちょっと違う資料を見ています。

○17番（谷上知子議員）　合意形成するほうを見ていました。一緒ではないかな、これ。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと何行目。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員）　今タブレットに配信されている部分です。

○17番（谷上知子議員）　では、ちょっと失礼します。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待ってください。ちょっと時間、最終的に出ているのは、今タブレットに配信されている部分です。

○17番（谷上知子議員）　聞いていいですか。

○議長（廣田清実議員）　はい、どうぞ。

○17番（谷上知子議員）　まず、共創プロジェクトの覚書がまだ有効かということと、県と協議をした形跡がないままという、そのことについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　共創プロジェクトというところは、これから覚書についてもゼロになるかというのは、協議をして決めることだと思うので、協議をしていない状態なので、協議を進めてくださいという趣旨です。

○議長（廣田清実議員）　うちの議会としては、それを判断する部分ではなくて、この意見書

というのは、それを含めて協議をちゃんとしてください、早期の建設に向けて方向性を示してくださいという部分の意見書なので、ここでうちらのほうでそれが成り立っているか、成り立っていないかということではなくて、それを含めて協議していただきたいという部分が、この意見書の中に入っていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

その他、質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） その中で、県に対する疑義が2か所ありますけれども、疑義というか、疑問といいますか、1つは中ほどなのですけれども、早期建設を否定したものではないということで、そういうことで不採択にしたのだけれども、そういうことを、その趣旨が理解されているのか疑義があるということと、もう一つが岩手県単独での建設を検討するとの発言も見られましたが、協議された形跡がないまま答弁されていることに疑問が生じますと、この疑問が2つあるのですけれども、協議された形跡がないというふうにどういうふうにして考えたのか、その疑問の基をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず、早期建設を否定したものではなくというのは、ちゃんと審査報告書で町議会で言っているので、そこは報告というか、町議会で出ているものなので、あと県単独で建設協議をされないというのは、町のほうからしっかりと担当課からお話を伺つておりました。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 町との協議ということですか、この言葉は。協議された形跡がないままということは、県の中で協議して上げたわけではなく、町と協議をした形跡がないまま答弁されていることに疑問が生じるということですか。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 町と県教委の話であります。

○議長（廣田清実議員） それは、その当事者2つですから、それ以外のところでは話しきれないと思いますし、さっき言ったとおり、1問目は総務委員会の報告書の中でしっかりと書いておりますので、それは間違いないことあります。報告書で文書で出ておりますので、よろしくお願いします。

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。反対討論から受けます。

小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。反対討論をいたします。

この趣旨は、町と教育委員会がお話しをして合意形成をして、早期の体育館建設にということですが、この文面全体が県に対する疑義でありまして、話しをまとめたいというのであれば、このような疑問や疑義を全面に出すことは、意見書に盛り込むことは、私は逆効果だと思います。

また、不採択にした理由を述べられておりますけれども、私は賛成した立場であります。この不採択の理由については納得ができないため、反対といたします。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 賛成討論ございませんか。

赤丸秀雄議員。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 私は、発議案、南昌みらい高校新体育館建設促進に関する意見書の提出について賛成の立場から討論に参加します。

まず、この経緯が4年前の22年から本格的に協議されておる内容であります。なかなか担当者といいますか、課長レベルといいますか、その辺の協議が行われていたことは、町の報告にも逐次ありました。ただ、肝腎の建設工事発注に向けたところの部分が、県の教育委員会と矢巾町のところでそこが出たのかなという印象は、私今でも持っております。

要は、やっぱりこの体育館は高校生のために早く造っていただいて、また文化、スポーツにたけている南昌みらい高校でありますので、ぜひ早期建設を求めるという立場は変わりません。ですから、先ほどの反対討論の項目にもあります、まず、賛成、反対は別にして、県と町が協議することから始めていただき、それが覚書にのっとってやれれば、なおよろしいのですが、もし仮に覚書が10月4日の新聞報道のような状況であれば、それもやむなしと考えます。私の求めるのは、あくまでも体育館を建設して生徒の不便をなくしていただきたいという1点であります。

新聞報道の背景を見れば、敷地内に建設した場合は、当然建物の規模の縮小が考えられま

すし、また縮小を考えるということであれば、ゼロからの設計、設置位置から検討が入ってきて長期にわたると思います。ですので、覚書であれば、矢巾町の今の公園、実効的に使われていない状況の公園を県に貸与するなり、そういうところも検討されて、早期建設を求めるという部分を県に対して意見を出すことに賛成したいと考えます。

皆様の判断を受けて、ぜひ町と県がまた同じ席に立てるようご支援をお願いして、賛成の立場とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員）他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

発議案第8号 南昌みらい高校新体育館の早期建設に向けて岩手県教育委員会と矢巾町が協議を進め、合意形成することを求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）起立多数あります。

よって発議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員）以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和7年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員